

営業秘密侵害品の水際取締りに向けた 関税法改正

三 輪 洋 一*

抄 録 営業秘密侵害品を「輸出入してはならない貨物」に追加し、他の知的財産侵害物品と同様の仕組みにより、水際措置の対象とするため、関税法等を改正しました（平成28年6月1日施行）。これにより、税関は、輸出入貨物に営業秘密侵害品があると思料する場合には、営業秘密侵害品か否かの認定を行うこととなりますが、税関が迅速・適正に侵害の該否を判断・確認するための制度や、各企業が同制度を利用するために必要な手続きを解説致します。

Q 1 今般の関税法改正の背景は何ですか？

A 1 税関による水際取締りの対象となる関税法上の「輸出入してはならない貨物（関税法第69条の2及び第69の11条）」は、国民生活の安全、社会・経済秩序の維持といった社会公共の利益の観点から、他の法令によりその輸出入を実質的に禁止している物品について、税関による積極的な水際取締りの実効を期すことが特に必要と認められるものを対象としています。

知的財産侵害物品のうち、各知的財産権法等により輸出入が禁止されている特許権、著作権、商標権等を侵害する物品並びに不正競争防止法違反物品のうち、形態模倣品等については、関税法上の「輸出入してはならない貨物」とされていました。

一方、営業秘密侵害品については、これまで輸出入が法令により規制の対象となっていま

た場合には営業秘密を侵害された者に甚大な被害を及ぼすと考えられることを踏まえ、営業秘密侵害品についても関税法上の「輸出入してはならない貨物」に追加し、他の知的財産侵害物品と同様の仕組みにより、水際措置の対象とすることとしました。

Q 2 今般の関税法改正におけるポイントは何か？

A 2 今般の関税法改正においては、営業秘密を侵害された者が税関長に対し、自己の権利を侵害すると認める貨物の輸出入を差し止め、営業秘密侵害品か否かを認定する手続を執るべきことを申し立てる（以下「差止申立て」）際に、経済産業大臣の認定書を提出することとしており、これにより、税関における営業秘密侵害品か否かを認定する手続において迅速・適正に営業秘密侵害品の該否を判断・確認できるようにしています。

経済産業大臣の認定書とは、経済産業大臣が申立人（営業秘密を侵害された者）の申請に基

* 財務省 関税局 業務課 知的財産調査室
知的財産係長 Yoichi MIWA

づき、不正競争防止法の侵害要件を満たし、税関の水際取締りの対象となる①営業秘密不正使用物品、②営業秘密不正使用物品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者を認定する制度（「関税法第69条の4第1項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則」¹⁾）に基づいて、申立人に交付される認定書です（以下「経済産業大臣認定書」）。

Q 3 今般の関税法改正により「輸出入してはならない貨物」に営業秘密侵害品が追加されたとのことですが、水際で営業秘密侵害品の輸出入を差し止めるよう申請したい場合の手続きを教えてください。

A 3 まず、経済産業大臣に対し、①営業秘密不正使用物品に該当すると思料する

貨物、②営業秘密不正使用物品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でないと思料する者等についての認定を求める旨の申請を行ってください。経済産業大臣が、その申請に基づいて認定したときは、経済産業大臣認定書が交付されます。

次に、税関長に対し、差止申立ての申請を行ってください。その際、経済産業大臣認定書を提出して頂くことになります（図1参照）。

経済産業大臣及び税関長に対する申請を行う際に必要な書類の様式等は、それぞれ経済産業省²⁾及び財務省³⁾のホームページをご参照ください。

なお、税関長が、その申立てを受理すると、侵害物品の品名、申立ての有効期間等が税関のホームページ⁴⁾において公表されます。

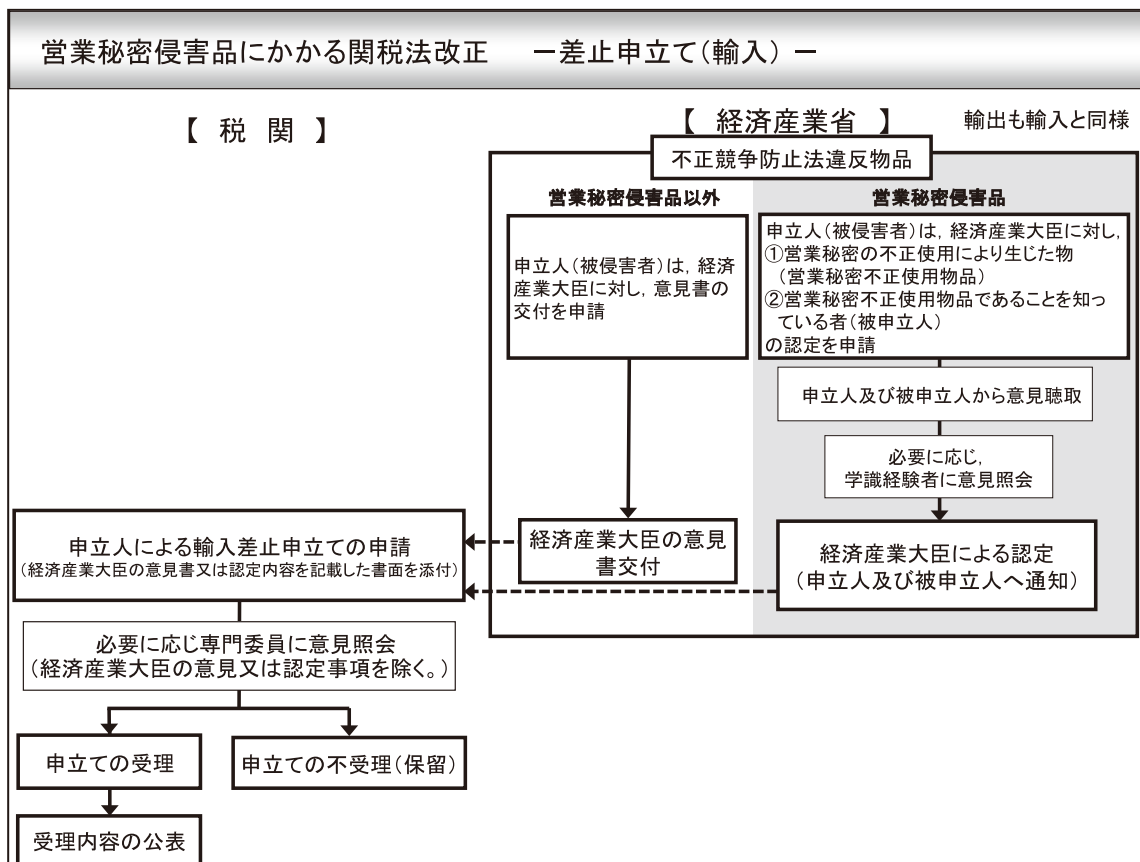


図1 差止申立ての流れ

Q 4 差止申立ての申請を行う際にも、経済産業大臣に認定を求めると同様に侵害の事実を改めて証明しなければなりませんか？

A 4 税関長に対して、差止申立てを行う際には、侵害の事実を疎明する資料として経済産業大臣認定書を添付してください。経済産業大臣認定書において認定されている事項については、当該認定書において既に侵害の事実の判断が示されていることから、税関長に対する差止申立てを申請する際には、新たに侵害の事実を疎明するための資料を提出する必要はありません。

Q 5 営業秘密侵害品の差止めを行うにあたり、税関は侵害の該否を判断・確認するためにどのようなことを行うか教えてください。

A 5 税関は、輸出入貨物のうちに営業秘密侵害品があると思料する場合には、営業秘密を侵害されたとして税関に差止申立てを行った者（不正競争差止請求権者）と輸出入者双方に、営業秘密侵害品か否かの認定を行う手続（認定手続）を開始する旨や不正競争差止請求権者及び輸出入者の双方の氏名及び住所等を通知するとともに、営業秘密侵害品に該当するか否かについて税関に対し証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えます。また、税関は、不正競争差止請求権者又は輸出入者の求めに応じ、又は必要に応じ、営業秘密侵害品に該当するか否かについて経済産業大臣に意見照会することもできます。税関は、これらの手続による証拠や意見を踏まえ、侵害の該非の判断を行います（図2参照）。

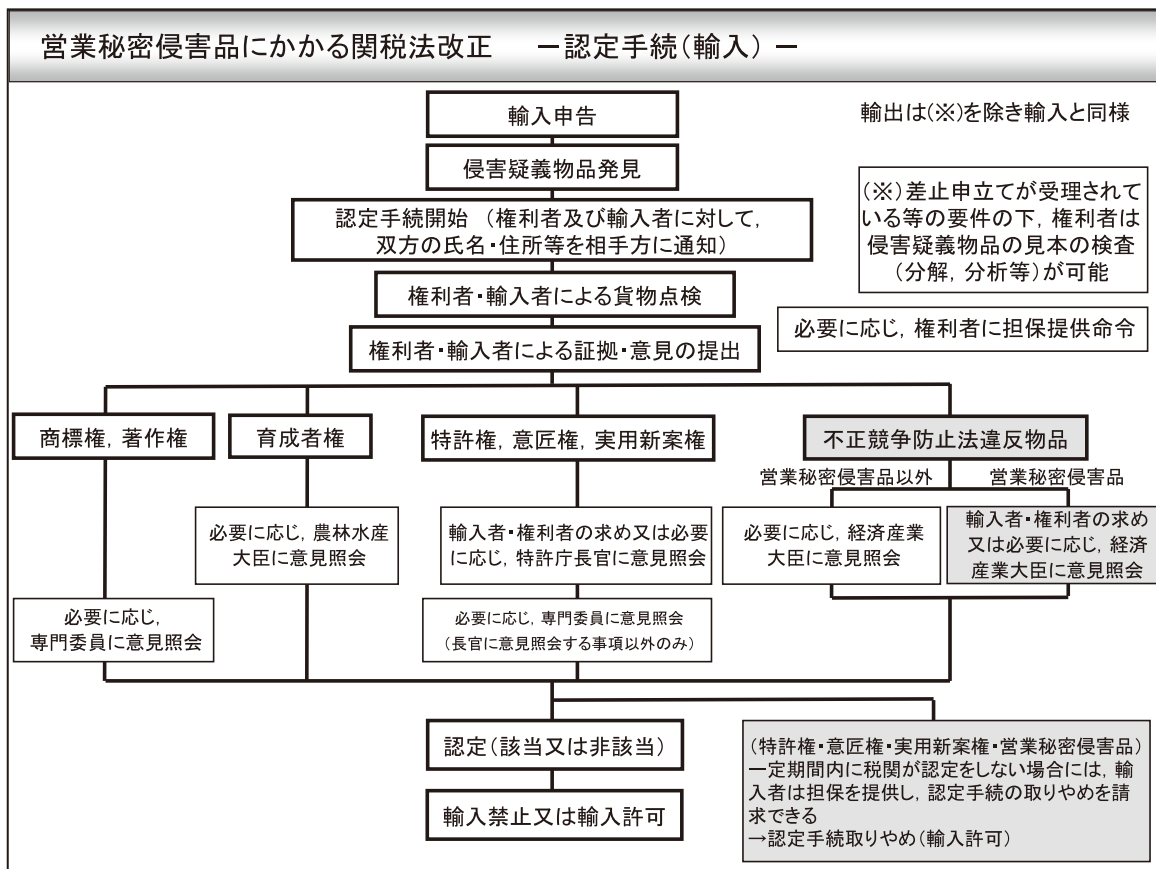


図2 認定手続の流れ

Q 6 水際での営業秘密侵害品の取締りを希望する営業秘密を保有する者として留意すべき点を教えてください。

A 6 営業秘密侵害品についての関税法に基づく水際取締りの対象は、①営業秘密不正使用物品を、②譲り受けた時に営業秘密不正使用物品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者が輸出入する場合です。したがって、差止めの対象は営業秘密の不正使用行為により生じた物に限られ、その物を製造するための製造装置や原材料については、それ自体が営業秘密を不正に使用した物品でない場合は、税関での水際取締対象とはなりません。

Q 7 水際での営業秘密侵害品の取締りについて、いろいろと質問をしたいのですが、どこに連絡したらよいのでしょうか？

A 7 特許権、商標権、著作権や営業秘密侵害品等、知的財産侵害品に対する税関での水際取締りに関するご質問などは、知的財産センター又は最寄りの税関までお気軽にお問い合わせください⁵⁾。

注 記

- 1) 平成18年2月15日経済産業省令第6号，平成28年5月25日改正，平成28年6月1日改正施行
- 2) 経済産業省ホームページ
・経済産業大臣への認定申請書および別紙

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/160525daijuugo.pdf>

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/160525daijuugobessi12.pdf>

・経済産業政策局 知的財産政策室（電話：03-3501-3752）

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/mizugiwa.html>

- 3) 財務省ホームページ

・差止申立書などの各種様式

http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/j_001.htm

- 4) 差止申立受付・受理状況

<http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/sashitome.htm>

- 5) 知的財産侵害品の税関での水際取締りに関するお問い合わせ先

○知的財産センター（東京税関業務部総括知的財産調査官）：03-3599-6260

○税関の知的財産担当窓口（知的財産調査官）

函 館 税 関：0138-40-4255

東 京 税 関：03-3599-6369

横 浜 税 関：045-212-6116

名古屋税関：052-654-4116

大 阪 税 関：06-6576-3318

神 戸 税 関：078-333-3156

門 司 税 関：050-3530-8366

長 崎 税 関：095-828-8664

沖縄地区税関：098-943-7830

http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/b_003_2.htm

Web参照日はいずれも2016年7月5日

（原稿受領日 2016年7月1日）